

公益社団法人日本老年精神医学会 認定医制度規則

第1章 総則

- 第1条 本制度は老年精神医学について、優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた臨床医を養成し、わが国における高齢者の医療の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 公益社団法人日本老年精神医学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認定医制度を設け本学会認定医（以下、認定医）を認定する。
- 第3条 本制度の維持と運営のために認定委員会を設け、認定医を審議し、かつ認定するための規則を定める。

第2章 認定委員会

- 第4条 認定医の認定および関連する業務を遂行するために認定委員会を設置する。
1. 認定委員会には委員長1名、委員若干名をおく。
- 第5条 委員長は、必要に応じて認定委員会を招集する。
- 第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
1. 委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を経て補充するものとし、その任期については前任者の残任期間とする。

第3章 認定医の認定

- 第7条 認定医は、次の各項の条件をすべて満たし、なおかつ認定審査に合格した者を認定医として認定する。
1. 日本国の医師免許証を有すること。
 2. 初期研修（2年）および後期研修（3年）を終了していること（ただし、卒後5年以上の臨床経験があり、前述の研修を修了したものと認められる経歴を有する場合は可とする）。
 3. 老年精神医学の臨床に従事していること。
 4. 申請時において、継続して1年以上本学会の会員であること。
- 第8条 前条により認定医と認定された者は、学会に登録され、認定医認定証の交付を受ける。

第4章 認定医の更新

- 第9条 認定医は、5年度ごとに更新するものとする。
1. 認定医の認定更新をしようとする者は、施行細則に定める基準にしたがって、所定の書類を認定委員会に提出しなければならない。

第5章 認定医の資格の喪失・取消

- 第10条 認定医は次の各項のいずれかに該当するときは、認定委員会および理事会の議を経てその資格を喪失する。
1. 医師としての資格を喪失したとき。
 2. 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき。
 3. 本学会の定款第7条ならびに第8条の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
 4. 申請書類に虚偽が認められたとき。
 5. 認定医として本規則第9条に従って、新たに認定更新を受けないとき。
- 第11条 本学会理事長は、認定医としてふさわしくない行為のあった者に対して、認定委員会、理事会および評議員会の議を経て認定医の資格を取り消すことができる。

第6章 規則の変更

第12条 本規則を変更する場合は、理事会の議決を経て、評議員会および総会の承認を得るものとする。

付 則

第1条 本規則は2020年8月22日から施行する。

第2条 本規則の施行についての細則は別に定める。

公益社団法人日本老年精神医学会 認定医制度規則施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

第1条 公益社団法人日本老年精神医学会認定医制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第2章 委員会

第2条 認定委員会の事務は、公益社団法人日本老年精神医学会事務局において行う。

第3章 認定医の認定

(申請資格要件)

第3条 申請資格要件は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 初期研修(2年)および後期研修(3年)を終了していること(ただし、卒後5年以上の臨床経験があり、前述の研修を修了したものと認められる経歴を有する場合は可とする)。
3. 老年精神医学の臨床に従事していること。
4. 申請時において、継続して1年以上本学会の会員であること。

(認定申請手続き)

第4条 認定医の認定申請を希望する者は、所定の申請書類をすべて認定委員会に提出しなければならない。

(審査)

第5条 規則第7条に規定する審査は、次のとおりとする。

1. 症例報告審査
2. その他試験の詳細は、本学会ホームページ等で告示する。

第6条 認定医の申請に要する症例報告には次の各項の要件が必要である。

1. 認知症または認知症と鑑別が必要な症例に関する3症例とする。
2. 症例ごとに疾患名、年齢、性別、主訴、家族歴、既往歴、現病歴、臨床診断、治療経過、考察等を1,200字~2,000字程度で記載し添付する(手書き不可)。
3. 症例は成功例ではなくともよいが、最低でも6か月は経過追跡をしていた症例。

(費用)

第7条 認定医の審査料、認定料、更新料は次のとおりとする。

1. 審査料 10,000円
2. 認定料 30,000円
3. 更新料 10,000円

(申請資格の審査)

第8条 申請資格の審査については認定委員会がおこなう。

第4章 認定医の審査の実施

第9条 認定医の申請の期間は次のとおりとする。

1. 認定医の申請受付は、原則として9月上旬から2か月程度とし、詳細は本学会ホームページ

等で告示する。

2. 申請書類は、書留郵便等（追跡可能な方法）で認定委員会事務局まで郵送するものとする。
- 第 10 条 全ての審査は、申請年度の 3 月上旬までに原則終了するものとする。

第 5 章 認定医の更新

第 11 条 認定医の認定更新をしようとする者は、所定の書類を期日までに認定委員会に提出しなければならない。

第 12 条 認定医資格の認定の更新は、以下の要件を満たすこととする。

1. 更新の申請をするまでの 5 年間に、認定委員会が指定する学術集会、講習会への参加等により、認定医の認定更新に関する事項に規定される所定の単位を取得すること。

付 則

第 13 条 本細則を変更する場合は、認定委員会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

公益社団法人日本老年精神医学会認定医制度 認定医の認定更新に関する事項

- I. 認定更新に必要な5年間に取得すべき総単位数は30単位とし、そのうち15単位以上は本会の企画した学術集会への参加、または本学会機関誌への論文掲載により取得したものとす。なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

また、更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が30単位に満たない場合は、延長申請書を提出することができるが、原則2年度以内に更新しなければならない。

1. 学術集会への参加の場合

- ①本学会年次学術集会への参加は10単位、発表者は5単位、司会者を務めた者は3単位加算する（本学会年次学術集会1回で取得できる上限は15単位までとする。）。
- ②本学会が主催する公開シンポジウム等への参加は5単位、講師または司会者を務めた者は2単位加算する。
- ③国際老年精神医学会への参加は10単位、発表者または座長・司会者を務めた者は3単位加算する。
- ④主に老年精神医学に関係する年次学会総会への参加は4単位。また、その他日本医学会加盟およびそれに準ずる学会の年次学術集会で本認定委員会の認めるものへの参加は2単位とする。なお、該当の学会は別に本認定委員会の内規で定めるものとする（別添資料1；表1～2）。
- ⑤日本医学会総会への参加は10単位。
- ⑥老年精神医学に関する国際会議で認定委員会の認めたものへの参加は5単位。
- ⑦日本医師会の生涯教育企画（都道府県単位の医師会企画も含む）およびそれに準ずる企画で本学会の認めたものへの参加は2単位。
- ⑧各地の認知症疾患医療センター（疾患医療センター）で開催される研修会（講演会）を本学会と共催する場合に限り、認定医制度上の本学会生涯教育講座と認定し、1～1.5時間の研修会の場合2単位、1.5時間を超えて3時間未満の場合3単位、3時間以上の場合5単位を付与する。なお、本学会主催の生涯教育講座については、5単位を付与する。
*参加を証明できるものを提出する（通し番号のついた参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー）、なお、同一学会で複数回発表を行っても1回と計算する。

2. 論文発表の場合

- ①本学会機関誌「psychogeriatrics」の掲載論文〔原著〕および準機関誌「老年精神医学雑誌」の掲載論文〔原著〕については、筆頭者は10単位、共著者については3単位とする。なお、症例報告、調査報告、短報については、筆頭者は5単位、共著者については2単位とする。
- ②老年精神医学に関する他誌への掲載論文については、本学会認定委員会の内規で定めるものとする。単位は筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、症例報告、調査報告、短報については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする（別添資料1；表3～5）。
*当該部分の別冊またはコピーを提出する。

- II. 認定医を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、認定医更新の保留を申し出て所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。保留期間は1年間とし、保留期間中は、公益社団法人日本老年精神医学会認定医を呼称することはできない。

保留期間終了後は、認定医更新の申請をすることはできない。ただし、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。